

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 企業立地総括監 副局長 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長（行政経営室） 推進監 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）	知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 <u>政策調整監（甲） さがデザイン総括監</u> <u>税政総括監</u> 企業立地総括監 副局長 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 推進監 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）

改正前			改正後		
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 参事(教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事(教職員課)		教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 <u>室長</u> 参事(教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、 <u>働き方改革推進</u> 、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事(教職員課)
	略			略	
現地機関	略		現地機関	略	
	博物館	館長 統括副館長 副館長		博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長 統括副館長		九州陶磁文化館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 <u>副館長</u>
	名護屋城博物館	館長 統括副館長		名護屋城博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 <u>副館長</u>
	佐賀城本丸歴史館	館長 統括副館長		佐賀城本丸歴史館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 <u>副館長</u>
	略			略	

改正前		改正後	
環境センター	所長	環境センター	所長_副所長
略		略	
衛生薬業センタ ー	所長 副所長_ウイルス課長	衛生薬業センタ ー	所長 副所長_精度管理・企画 情報課長
略		略	
虹の松原学園	略	虹の松原学園	略
総合看護学院	学院長 副学院長 事務長(学 院長が非常勤である場合で、副 学院長を総括補佐する場合に限 る。)		
精神保健福祉セ ンター	略	精神保健福祉セ ンター	略
略		略	
茶業試験場	場長	茶業試験場	場長_副場長
略		略	
ダム管理事務所	所長	ダム管理事務所	所長_副所長
略		略	
備考		備考	
1・2 略		1・2 略	
3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「 <u>ウイルス課長</u> 」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、 <u>ウイルス課長</u> 、総務企画課長又は専門技術部長をいう。		3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「 <u>精度管理・企画情報課長</u> 」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、 <u>精度管理・企画情報課長</u> 、総務企画課長又は専門技術部長をいう。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。